



令和 7 年 11 月 21 日

午前・~~後~~ 4 時 5 分受領

令和 7 年 11 月 21 日

南山城村議会議長 奥森 由治 様

南山城村議会議員 齋藤 和憲

一 般 質 問 通 告 書

次のとおり通告します。

質 問 事 項	質 問 の 要 旨	質問の相手
1 村の茶業状況について	新聞報道によると、抹茶ブームで茶業が一変している。 今年の碾茶の平均価格は 4 年前の 21 年度に比べ、3.1 倍で 1 万 4141 円。半面、煎茶は 21 年度に比べ、1.3 倍で平均価格は 4482 円にとどまっている。 全国的に煎茶から碾茶への切り替え、村も例外ではない。それに伴い、煎茶不足になっている。そこで質問する。 ① 25 年度の村の栽培面積で煎茶と碾茶の割合を確認したい。 ② 全国的な碾茶シフトにより、秋冬番茶が高騰し、消費者の「お茶離れ」の懸念も聞かれる。 村は今の現状をどう見ているのか、またこれから先の対応をどうするのか確認したい。	村 長
2 野殿開発の村対応について	野殿地区の違法開発についてようやく今年 11 月 4 日に現状復帰の警告が出た。 この問題は開発行為者が令和 2 年 6 月 25 日の土砂の流出防止のため村に手続きの相談からスタートし、令和 7 年 5 月 30 日に府機動班（府関係機関・警察・村）が立ち上がり、6 月 9 日に警告文書発出され、6 月 23 日によりやく行為が止まった。これまでに 5 年かかっている。そこで質問をする。 ① 令和 3 年 6 月時点での開発面積は 3000 m²以下であったが、令和 7 年 2 月で 14500 m²になっている。ここまで拡大された理由は何だと考えているのか。 ② 当初の開発時点での届けはあったのか。 ③ この 5 年間に村は行為者に様々な指導を行っているが、その指導件数は何件か。また、行為者はすべて指導内容を実施したのか。 ④ 村には「土砂等による土地の埋立、盛土及びたい積などを規制する条例」や「土砂採取事業の規	村 長

3 住宅空地の草刈り条例について	制条例」があるが、あまり機能していないと思われる。その理由は何か。 ⑤ 違法開発を取締る開発機動班が設置されたのは開発が判ってから 4 年後だと遅い。理由は何か。 ⑥ 11 月 4 日に現状復帰の警告が出たが、行為者の反応はどうか。 ニュータウン住宅空地の草刈りは今から 38 年前、自治会として、自治会予算で草刈り機を購入し、防犯対策と美化を目的に、全ての住宅空地を無償で草刈りを実施してきた。その後、環境対策委員会を設置し、住宅地地主に草刈りを要請し、無理なら自治会が代わって年間 12000 円（住民の草刈代金は年間 5500 円）で年 2 回実施している。 しかし、年月が経ち、住民も高齢化し、住民での管理が難しくなっている。 そのために、住宅空地草刈りを要請から義務化にすべきと考えている。そこで質問する。 ① 京都府内で空地（住宅地）美化の条例が制定されている自治体はあるか。 ② 地域限定の条例制定は可能か。 ③ 条例制定に当たってどんな課題があるか。	村 長
-------------------------	--	------------

1 質問の要旨は、具体的に記載してください。（議員必携 154 ページ参照）

2 質問の相手は、村長、行政委員会の長または監査委員とします。

3 あくまでも「質問」に徹し、要望やお願い、お礼の言葉は慎むこと